

特定鳥獣保護管理計画ーイノシシーの概要

目的

○イノシシの捕獲や被害防除、生息地管理等により農林業被害を減少させ、獣害に強い地域づくりを推進するとともに、地域個体群の安定的な維持を図ることにて、人とイノシシの共存を図る。

計画期間

平成23年11月1日から平成29年3月31日まで

現状

1. 生息及び分布状況

一部の市街地を除き京都府全域に生息が確認されており、広く分布している。捕獲数の推移から特に丹後・中丹・山城区域にて多く生息していると考えられる。

2. 捕獲の状況

狩猟による捕獲数はH9年頃より微増傾向である。

有害鳥獣捕獲数による捕獲数は、近年の農林業被害の増加を受けて、単年度の落ち込みはあるものの全体としては増加傾向である。

3. 被害の状況

農林業被害については近年は高止まりの状況が続き、平成22年度農業被害額は約2億2,300万円である。その内訳は水稻、豆類、野菜類（タケノコ含む）、根菜類等様々な農作物が主な被害対象となっている。

また、新植苗の掘り返しといった林業被害もある。（算定は一部分）

保護管理の目標

目安として、平成26年度末までに平成22年度を基準として推定生息頭数と農林業被害額を半減させ、計画目標年度の平成28年度まで被害の少ない状況を維持する。

目標達成のための施策

1. 個体群管理

(1) 年間捕獲目標

平成11年度の生息頭数を42,000頭と仮定したシミュレーションでは、平成22年度の推定生息頭数は約90,000頭となる。平成26年度末までにこの生息頭数を半減させるための捕獲目標を検討したところ、計画初期に強度の捕獲圧をかけるとして、平成23年20,000頭、平成24～26年26,000頭、平成27・28年10,000頭の捕獲を条件で計算すると平成26年度に生息頭数が約48,000頭に、また平成28年度には約45,000頭となる結果を得た。この目標頭数については、今後の生息密度等に関するモニタリング調査を考慮し、必要があれば調整する。

(2) 狩猟期間の延長

狩猟圧を高めて捕獲数を増やすため、また誤捕獲（シカ猟期中）を防止するため、従来11月15日から翌年2月15日までであった狩猟期間を1ヶ月延長し、11月15日から翌年3月15日までとする。

2. 被害防除

効果的な防護柵の設置と継続的な維持管理を推進する。できるだけ地域全体をカバーし、また設置場所の条件にあった柵を適切に設置・管理する。また地元の合意形成を図りつ施策をすすめるための人材育成や技術の普及にも取り組む。

3. 生息環境管理

人間の生活圏における生息好適地の解消や誘引物の除去、また奥山における食物資源量の回復など、人とイノシシの棲み分けが進むように施策を推進する。

その他の事項

1. 生態系の保全、遺伝子かく乱の防止

希少生物の食害やイノブタの生息拡大などに充分注意する。

2. モニタリング調査

計画の実施における効果や翌年以降の計画へのフィードバックのためにはモニタリングが不可欠であり、農林業の被害調査や狩猟カレンダーのデータ分析、また密度指標調査などを通じて、イノシシの生息動向を把握するよう努める。

3. 計画の実施体制

京都府と市町村、関係農林業団体や地元住民など多様な関係者の連携・協力により事業実施体制を構築し、必要な情報の共有や効果的な事業の実施に取り組む。